

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 4 6 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和元年 11 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

### 第 1 監査の対象

水道局

### 第 2 監査の期間

令和元年 10 月 30 日（水）、31 日（木）

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### (1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### (2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
  - ① 公印の管理状況
  - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
  - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
  - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。  
指導事項は次のとおりである。

### 【指導事項】

#### 1. 契約事務について

契約事務において、契約書で定められている現場代理人等決定通知書や工事見積書、検査調書等の報告書において、押印や日付が漏れたままの書類が散見されたので、適正な事務処理に努められたい。

## 第6 むすび

平成26年度から平成30年度にかけて施工された田平地区統合簡易水道事業により、新たに下亀浄水場(緩速ろ過方式)が整備され、東部区域と南部区域を統合し、平成31年4月から供用を開始している。これにより、施設の統廃合と懸案であった水質の改善が図られた。

また、平成27年度から今年度にかけて施工されている平戸上水道統合整備事業により、旧宝亀・旧紐差・旧獅子簡水区域が平戸北部区域に統合され、広域的な送配水管網の整備と水質改善が図られる見込みである。

平成31年3月末現在の市内全体における管路の総延長は約670km、そのうち管路の耐用年数40年を経過した老朽管路延長は約281kmで、老朽管路が管路総延長に占める割合(老朽化率)は約42%となっている。

水道局としては、この老朽管への対策として、耐用年数が到来した管路を全て更新するのではなく、現に機能を有している管路については継続使用し、漏水が多発している管路を優先的に更新することとしている。老朽管路の更新は、有収率の向上に繋がるものであり、全市的な老朽管の更新計画の策定を急ぎ、併せて、現在整備を進めている管路台帳の早期完成に向け、注力していただきたい。

水道事業は、資産合計に占める固定資産の割合が大きいのが特徴である。その割合は、平成 28 年度及び平成 29 年度で 93.4%、平成 30 年度 92.8%となっている。今後における給水収益の見込みは、人口減少や節水型機器の普及などにより減収傾向にあると思われるが、資産を適正に管理することは水道水の安定供給と事業の健全な経営を図る上でも大変重要な業務であると言える。

今後の水道事業における収支計画では、減価償却費は平成 28 年度決算から令和元年度決算見込みにおいては約 4.6 億円、令和 2 年度から令和 4 年度までは約 4.7 億円、令和 5 年度から令和 10 年度までは再び約 4.6 億円と同水準で推移すると見込まれている。これは、資産の適切な維持管理により耐用年数を経過しても継続的に使用できるよう長寿命化を図ることで建設改良費の支出を削減し、減価償却費を抑制していることが主な要因である。

また、近年全国各地において自然災害による水道施設の損壊とそれに伴う断水が頻発する中、本市からも各地へ給水救援活動に参加することも多くなっており、このことを教訓として、今年度水道局においてステンレス製の給水タンク（2 m<sup>3</sup>）を整備するなど有事の際に備えている。

結びに、水道事業は言うまでもなく市民生活にとっての生命線であり、限られた職員数の中で、水道水の安定供給はもとより水道施設の適正管理や技術の継承、災害支援活動などを通して、水道事業への市民の理解がさらに深まることを望みます。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。